

4 衛生費

1 保健衛生費 1 保健衛生総務費

[担当:保健センタ -] P.145

20 健康づくりに要する経費 3,216,000 円 (3,596,000 円)

[国・県 22,000 円 その他 190,000 円 一財 3,004,000 円]

* 特財積算根拠

[国負:保健事業費 33,000 円×1/3 = 11,000 円]

[県負:保健事業費 33,000 円×1/3 = 11,000 円]

[諸収入:講座参加個人負担金 300 円×635 人 = 190,500 円]

目的

老後における健康の保持と疾病の予防を図る。

内容

自らの健康は自ら守るという認識と自覚向上のための教室を両保健センターで行い、健康相談を藤代保健センターや各公民館等で実施している。

健 康 相 談	
福祉会館	藤代保健センター
あけぼの	高須公民館
かたらいの郷	双葉自治会館
井野公民館	桜が丘第二集会所
白山公民館	山王公民館
永山公民館	久賀公民館
小文間公民館	相馬南公民館
戸頭公民館	六郷公民館
	さくら荘

[担当:保健センタ -] P.146

2401 休日夜間急患センター運営に要する経費 34,823,000 円
(33,798,000 円)

[その他 10,657,000 円 一財 24,166,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金:休日夜間急患センタ - 運営費負担金 (守谷市) 6,221,620 円]

[負担金:休日夜間急患センタ - 運営費負担金 (利根町) 3,435,820 円]

[諸収入:休日夜間緊急診療所運営費交付金 (伊奈町) 1,000,000 円]

○ 目的

休日・夜間における初期救急患者の医療の確保を図る。

○ 内容

取手市、守谷市、利根町により、取手・北相馬休日夜間緊急診療所の運営を医師会病院へ委託し、休日・夜間の医療業務を行う。

[担当:保健センタ -] P.146

2501 常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 35,800,000 円
(36,064,000 円)

[その他 19,064,000 円 一財 16,736,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金:常総地域病院群輪番制病院運営費負担金(常総市) 4,665,984 円]

[負担金:常総地域病院群輪番制病院運営費負担金(守谷市) 6,009,126 円]

[負担金:常総地域病院群輪番制病院運営費負担金(利根町) 3,380,133 円]

[負担金:常総地域病院群輪番制病院運営費負担金(伊奈町・谷和原村) 5,009,727 円]

○ 目的

第 2 次救急医療対策として、重症患者の医療の確保を図り、また小児救急患者の医療対策として、小児救急医療輪番制を実施し、地域の小児救急医療の確保を図る。

○ 内容

常総広域内の宗仁会病院、取手協同病院、取手医師会病院、東取手病院、守谷第一病院、守谷慶友病院、きぬ医師会病院、水海道さくら病院の 8 病院が共同連携し、輪番方式で円滑な救急医療業務を実施し、さらに小児救急医療については、取手協同病院、守谷第一病院による輪番方式で小児救急医療業務を行い、3市2町1村が補助する。

参加市町村 取手市・常総市・守谷市・利根町・伊奈町・谷和原村

[担当:保健センタ -] P.147

2601 老人保健施設建設補助金 25,938,000 円 (26,142,000 円)

[一財 25,938,000 円]

目的

高齢化社会に対応する施設建設を推進し、保健・福祉・医療の充実を図る。

内容

緑寿荘の建設補助として平成 3 年に債務負担行為の設定をし、平成 4 年から平成 24 年度まで交付する。緑寿荘は、介護を必要とする老人の家庭や社会への復帰を目的とし、入所、短期入所療養介護(ショートステイ)及び通所リハビリテーション(デイケア)により残存機能の回復・維持のための介護サービスを行っている施設である。

[担当:保健センタ -] P.147

2901 特定疾病療養者見舞金 26,286,000 円 (25,560,000 円)

[国・県 5,000,000 円 一財 21,286,000 円]

* 特財積算根拠

[県交:合併特例交付金 5,000,000 円]

目的

療養者本人・家族の経済的負担の軽減を図る。

内容

原因が不明で治療方法が未確立なため、その治療期間が長期にわたるもので、茨城県の医療費公費負担制度適用疾病となる疾患で、入院・通院している者を対象に見舞金（月額3,000円）を支給している。

1 保健衛生費 2 予防費

[担当:保健センタ -] P.147

2001 予防接種に要する経費 78,374,000円 (86,416,000円)

[一財 78,374,000円]

目的

感染のおそれがある疾病の発生及び蔓延の防止を図る。

内容

各種接種の計画等は下記のとおり。

(単位:人)

	区 分	予 定 数	医師数
一般	B C G 接種	800	60
	急性灰白髄炎	1,200	51
	日本脳炎	100	個別接種
	三種混合	3,300	個別接種
	麻しん	400	個別接種
	風しん	560	個別接種
	麻しん風しん混合	1,070	個別接種
	高齢者インフルエンザ	9,000	個別接種
学校	日本脳炎	927	46
	二種混合	896	31

[担当:保健センタ -] P.148

2101 結核予防に要する経費 12,979,000円 (12,760,000円)

[一財 12,979,000円]

目的

結核による呼吸器疾患の発生防止を図る。

内容

保健センターや各公民館、集会所等に於いて、基本健康診査と合わせてレントゲン撮影による検診を行う。

1 保健衛生費 3 母子衛生費

[担当:保健センタ -] P.148

20 乳幼児健診に要する経費 8,238,000 円 (7,801,000 円)

[国・県 16,000 円 一財 8,222,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:食育推進事業交付金 32,000 円×1/2 = 16,000 円]

目的

健康診査により発育・発達の遅れ等を早期発見し、保健指導を行うことにより乳幼児の健康な成長を図る。

内容

4 ヶ月児、9 ヶ月児、1 歳 6 ヶ月児、3 歳児を対象に健康診査を実施し、1 歳 6 ヶ月児、3 歳児健康診査時に心理発達相談員を配置し、身体及び精神の発育・発達の遅れ等を早期に発見するとともに、5 ヶ月～2 歳児を対象に身体測定、育児相談、離乳食相談、その他指導を行う。さらに、4 ヶ月児健康診査時に股関節等の異常の早期発見をより専門的視点から整形外科医師の診察を実施している。また、1 歳 6 ヶ月児健康診査時には歯科衛生士により歯みがき指導を行っている。

[担当:保健センタ -] P.150

21 母子保健に要する経費 18,031,000 円 (19,030,000 円)

[国・県 276,000 円 その他 52,000 円 一財 17,703,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:食育推進事業交付金 56,000 円×1/2 = 28,000 円]

[国補:フォローアップ教室事業交付金 496,000 円×1/2 = 248,000 円]

[諸収入:講座参加個人負担金 300 円×173 人 = 51,900 円]

目的

出産前後の母子の健康管理と、児の健全な成長発達を図る。

内容

(1)妊婦・安産・父親教室

妊娠 5・6 ヶ月の妊婦、またはその配偶者を対象として、安産のための補助体操・沐浴・実習・育児等の知識修得についての教室を開催する。

教室名	回数	場所
妊婦教室	24 回	保健センター・藤代保健センター
安産教室	4 回	保健センター
父親教室	8 回	保健センター・藤代保健センター

(2)家庭訪問

新生児第 1 子と 2,500g 以下の低体重児と希望者を訪問し、母親の育児上の不安や児の異

常の早期発見に努める。

(3)妊婦・乳児健康診査

妊婦前期（満 19 週まで）後期（20 週以上）、乳児前期（3～6 ヶ月）後期（9～11 ヶ月）の各 1 回ずつ、一般健康診査を受けられる受診票を発行する。

(4)フォローアップ教室

1 歳 6 ヶ月児健診・3 歳児健診等で発見された発達の遅れや偏りが心配される児、または育児に不安を抱える親に対して継続して関わりを持ち、フォローをしていく。

(5)歯みがき指導

2 歳～就学前までの幼児を対象に歯みがき指導、フッ素塗布、むし歯予防の健康教育を親子歯みがき教室として保健センターで 1 回、福祉会館で 1 回、藤代保健センターで 2 回実施する。

[担当:保健センタ -] P.151

2201 微小粒子状物質等疫学調査に要する経費 648,000 円 (955,000 円)

[その他 648,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入:微小粒子状物質等疫学調査費 648,000 円]

目的

大気中に浮遊している微小な粒子状物質の健康への影響を探る。

内容

平成 10 年 9 月～平成 11 年 8 月生れの児と、その保護者を対象に 13 年度から 5 年間の問診による調査を行う。(環境省の特別調査)

児……5 年間毎年

保護者……13 . 15 . 17 年度

1 保健衛生費 4 生活習慣病対策費

[担当:保健センタ -] P.152

20 生活習慣病対策検診に要する経費 164,242,000 円 (156,543,000 円)

[国・県 41,476,000 円 一財 122,766,000 円]

* 特財積算根拠

[県交:合併特例交付金 10,000,000 円]

[国負:保健事業費 47,214,000 円 × 1/3 = 15,738,000 円]

[県負:保健事業費 47,214,000 円 × 1/3 = 15,738,000 円]

目的

検診により健康の保持と、適切な医療の確保を図る。

内容

疾病の予防と早期発見に努める。50 歳以上の男性の希望者を対象に前立腺がん検診を基本健康診査時に実施する。検診の計画は次のとおり。

検診名	実施時期	場 所	検診予定者
骨粗鬆症検診	5/29	保健センター	660 人
	5/30	井野公民館	
	5/31・9/6	藤代保健センター	
	9/7	福祉会館	
	9/8	戸頭公民館	
乳がん検診(集団) 乳房X線撮影 + 視触診	8/1～8/29 11/29～12/15	保健センター 福祉会館 井野公民館	810 人
	超音波検査 + 視触診	8/1～8/29 11/29～12/15	寺原公民館 藤代保健センター
子宮がん検診 集 団 施 設	6/5～6/19	保健センター - 福祉会館 各公民館 藤代保健センター	700 人
	4/1～3/9	市内医療機関8ヶ所	1,060 人
胃がん検診	7/3～8/4 10/16～11/10	保健センター - 福祉会館 各公民館 藤代保健センター等	2,260 人
大腸がん検診	7/3～8/4 10/16～11/10	保健センター - 福祉会館 各公民館 藤代保健センター等	2,600 人
肺がん検診 喀痰検査	10/2～12月中旬	保健センター - 福祉会館 各公民館 藤代保健センター等	15,200 人 450 人
基本健康診査	10/2～12月中旬	保健センター - 福祉会館 各公民館 藤代保健センター等	17,500 人

[担当:保健センター] P.154

2401 精神保健事業に要する経費 724,000 円 (735,000 円)

[その他 36,000 円 一財 688,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入:講座参加個人負担金 300 円×120 人=36,000 円]

目的

こころの悩みや病気を抱える方等に対する相談・リハビリの場を設け、適切な支援を行うとともに精神障害者の福祉の向上を図る。

内容

こころの健康相談においては、精神科医師による相談を保健センターで月 1 回、心理相談員による相談を藤代保健センターで月 1 回実施している。また、回復途上にある精神障害者に対し、毎月保健センターで 3 回、集団での生活指導を行うことにより、対人関係の改善、生活習慣の取得等、社会生活への適応を促進し、社会復帰を図る。

[担当:保健センタ -] P.154

2501 高齢者健康度評価事業に要する経費 168,000 円 (203,000 円)

[国・県 56,000 円 一財 112,000 円]

* 特財積算根拠

[国負:保健事業費 84,000 円×1/3 = 28,000 円]

[県負:保健事業費 84,000 円×1/3 = 28,000 円]

目的

要介護状態予備群の高齢者を把握し、各個人に対する適切な保健指導を実施することで、高齢者の健康保持増進を図り、自立した高齢者を増加させる。

内容

要介護認定者を除く 65 歳以上の高齢者に対し、生活機能調査の結果を基に、個々に適した介護予防プランを立て、保健・福祉サービスの提供を行う。また、地区診断し、必要な健康教育を展開していく。

1 保健衛生費 5 保健センター費

[担当:保健センタ -] P.155

2001 保健センター管理運営に要する経費 11,543,000 円 (13,413,000 円)

[一財 11,543,000 円]

目的

乳幼児健診や予防接種等を実施するため施設の維持・管理を図る。

内容

保健センターで行う乳幼児健診や予防接種等を円滑に実施するため、施設の維持・管理を図る。

1 保健衛生費 6 環境衛生費

[担当:環境保全課] P.156

1101 取手市環境審議会に要する経費 352,000 円 (469,000 円)

[一財 352,000 円]

目的

本市における環境行政全般について、調査審議する。

内容

審議会は次の各号の事項について、市長の諮問に応じて調査、審議しその結果を答申する。また、市長に建議することができる。

- 1 環境行政の基本的なあり方に関する事。
- 2 取手市環境基本計画に関する事。
- 3 環境衛生の維持及び公害の防止に関する事。
- 4 リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に関する事。
- 5 その他環境の保全及び創造に関し必要な事項
- 6 前各号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属せられた事項

[担当:環境保全課] P.156

2101 犬猫対策に要する経費 3,885,000 円 (3,902,000 円)

[その他 3,573,000 円 一財 312,000 円]

*特財積算根拠

[手数料:犬登録手数料 (交付) @2,000 × 570 件 = 1,140,000 円

(再交付) @1,000 × 13 件 = 13,000 円

[手数料:注射済票交付手数料 @400 × 5,150 件 = 2,060,000 円

(再交付) @200 × 2 件 = 400 円

[手数料:じん芥処理手数料 @6,000 × 60 体 = 360,000 円

目的

狂犬病の予防及び公衆衛生・公共の福祉の増進を果たす。

内容

- ・狂犬病予防注射及び犬の登録の啓発に努め、鑑札・注射済票の交付及び手数料徴収事務を実施する。
- ・不幸にも路上で、交通事故で死亡した動物の処理を実施する。
- ・犬の飼い方マナー教室を開催する。

[担当:環境保全課]P.157

2201 取手駅西口公衆トイレ管理に要する経費 3,973,000 円 (4,151,000 円)

[一財 3,973,000 円]

目的

取手駅西口公衆トイレを清潔に保ち、常に市民が衛生的な状態でトイレの使用ができるようにする。

内容

取手駅西口公衆トイレを毎日清掃(1月1日は除く)及び機器保守点検を年2回実施する。

[担当:環境保全課] P.157

2301 雑草除去に要する経費 3,641,000円 (3,811,000円)

[その他 3,600,000円 一財 41,000円]

*特財積算根拠

[諸収入:草刈受託収入 3,600,000円]

目的

空き地の雑草等の適正処理の指導及び啓発を行い、安全で清潔な生活環境を保持する。

内容

雑草等が繁茂した空き地の所有者又は管理者に対して、適正な管理を行うよう指導するとともに、種々の事情で所有者又は管理者自身による除去が困難な場合、委託を受けて除去を実施する。

[担当:環境保全課] P.158

2401 取手市外2市火葬場組合負担金 128,885,000円 (115,825,000円)

[その他 29,870,000円 一財 99,015,000円]

*特財積算根拠

[諸収入:取手市外2市火葬場組合事務費 29,870,000円]

目的

取手市外2市火葬場組合により火葬場「やすらぎ苑」の管理運営等を行う。

内容

・火葬場「やすらぎ苑」の管理運営の適正化を図り火葬を円滑に実施する。

火葬場組合負担金

(単位:千円)

	平均割 30%	人口割 70%	合計
取手市	26,833	102,052	128,885
守谷市	26,833	48,650	75,483
つくばみらい市	26,833	37,135	63,968
計	80,499	187,837	268,336

1 保健衛生費 7 公害対策費

[担当:環境保全課] P.159

2001 公害対策事業に要する経費 6,265,000円 (6,718,000円)

[その他 200,000円 一財 6,065,000円]

*特財積算根拠

[諸収入:県環境保全事業団交付金 100,000円]

[手数料:土砂等による土地の埋立等に係る特定事業許可申請手数料 100,000円]

目的

市民の健康を守り、快適な生活環境を保全するため、公害の実態を把握し、発生を未然に防止する。そのため、水質分析調査、騒音・振動測定等の監視活動とともに、工場・事業場の指導を行う。

内容

(1)水質汚濁防止対策

発生源の規制及び指導

水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び市公害防止条例に基づき、規制対象工場・事業場の立入調査(県との合同立入調査含む)を実施し、排水基準等に関する指導を行う。

公共用水域の水質観測

市内河川(小貝川、相野谷川、北浦川、西浦川)農業用水路及び樋管において定期的に水質調査を実施し、公共用水域の水質汚濁の状況を把握する。

古利根沼水質・底質調査

古利根の自然環境を保全するため水質、底質の調査、監視を我孫子市との共同により実施する。

井戸水検査

市内一般家庭を、各地区から数箇所選定して有害物質の検査を行い、地下水の汚染状況を把握する。

産業廃棄物対策

フジランド産業廃棄物処分場からの地下水汚染を監視するため、周辺宅地内の井戸水の水質検査を継続して実施する。

(2)大気汚染防止対策

発生源の規制及び指導

大気汚染防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び市公害防止条例に基づき、特定施設を有する工場・事業場について県と合同立入調査を実施し、排出基準を遵守するよう指導する。

光化学スモッグ対策

光化学スモッグ対策要綱に基づき、光化学スモッグ予報、注意報が発令された場合、光化学スモッグ緊急時連絡体制により関係機関等に通報し、被害の未然防止に努める。

(3)騒音・振動防止対策

発生源の規制及び指導

騒音規制法、振動規制法、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び市公害防止条例に基づき、特定施設の設置等や特定建設作業の実施について事前に届出を義務付け、騒音振動発生源の内容を審査し、騒音・振動公害の未然防止に努める。

環境騒音の測定

一般地域における環境基準との適合状況について把握するため、市内12地点において24時間測定を実施する。

(4)悪臭・地盤沈下防止対策

悪臭については、市全体が悪臭防止法の規制地域として指定を受けており、茨城県生活

環境の保全等に関する条例と併せて規制を行う。地盤沈下については、茨城県生活環境の保全等に関する条例及び市公害防止条例に基づき、特定施設の設置等の届出を実施させ、被害の未然防止に努める。

[担当:環境保全課] P.159

2301 生活排水汚濁水路浄化施設維持管理に要する経費 6,916,000 円
(7,384,000 円)

[一財 6,916,000 円]

目的

新取手団地の生活排水を浄化し、相野谷川の水質の向上を図る。

内容

良好な浄化水質を得るため、機器の点検・整備を引き続き実施する。また余剰汚泥の発生を抑制して処分量を削減するため、微生物の働きを活性化させる対策を委託する。

なお、引き続き定期的な水質検査を実施し、浄化効果を監視する。

主な経費

(単位:円)

内 容	金 額
光熱費	2,160,000
修繕料	100,000
機械等点検・整備	1,300,000
水質及び汚泥分析検査委託料	434,000
汚泥削減対策委託料	623,000
点検委託料	740,000
汚泥処分委託料	1,475,000
汚泥収集運搬委託料	

2 清掃費 1 清掃総務費

[担当:環境保全課] P.161

2001 清掃事業に要する経費 47,557,000 円 (45,520,000 円)

[その他 604,000 円 一財 46,953,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料:生活雑排水汲取手数料 @2,800×18台×12ヶ月=604,800円]

目的

清潔で住み良い環境づくりを図る。

内容

・パトロール等により、市内全域の側溝等の状態を把握し、年間を通し委託により側溝、桝、スクリーンピットの清掃等を実施する。また、緊急時にも即時対応を行う。

・生活雑排水を浸透桝で処理している家庭(登録戸数28戸)のうち浸透桝で処理しきれない雑排水の汲み取りを月平均ダンパー18台分行う。

[担当:環境保全課] P.162

2101 廃棄物不法投棄対策に要する経費 857,000円 (982,000円)

[一財 857,000円]

目的

廃棄物の不法投棄の未然防止及び不法投棄事案の早期解決を図り、良好な生活環境を確保するとともに公衆衛生の向上を図る。

内容

取手市不法投棄ボランティア監視員及び取手郵便局、取手ハイタク協会と連携を取り、市内の不法投棄パトロール監視体制の強化と、不法投棄の未然防止についての積極的な啓発活動を行う。

また、廃棄物減量等推進員による不法投棄監視体制への協力により強化を図る。

[担当:環境保全課] P.162

2201 合併処理浄化槽設置整備費補助事業に要する経費 16,361,000円
(25,376,000円)

[国・県 10,095,000円 一財 6,266,000円]

*特財積算根拠

[国補:合併処理浄化槽設置事業費補助金 $10,293,000 \times 1/3 = 3,431,000$ 円]

[国補:循環型社会形成推進交付金 $6,006,000 \times 1/3 = 2,002,000$ 円]

[県補:合併処理浄化槽設置事業費補助金 $9,249,000 \times 1/3 \times 0.75 = 2,312,250$ 円]

[県補:合併処理浄化槽設置事業費補助金 $7,050,000 \times 1/3 = 2,350,000$ 円]

目的

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置に要する経費について補助金を交付する。

内容

対象区域:次の区域を除く区域

1. 公共下水道事業認可区域
2. 農業集落排水施設の処理区域及び処理計画区域

・旧取手市地区分

国・県補助金分

5人槽相当 $354,000 \text{円} \times 18 \text{基} = 6,372,000 \text{円}$

7人槽相当 $411,000 \text{円} \times 7 \text{基} = 2,877,000 \text{円}$

計 25基 9,249,000円

・旧藤代町地区分

国・県補助金分

5人槽相当 $354,000 \text{円} \times 8 \text{基} = 2,832,000 \text{円}$

7人槽相当 $411,000 \text{円} \times 9 \text{基} = 3,699,000 \text{円}$

10人槽相当 $519,000 \text{円} \times 1 \text{基} = 519,000 \text{円}$

計 18基 7,050,000円

[担当:環境保全課] P.162

2501 公共施設の里親制度に要する経費 226,000円(71,000円)

[一財 226,000円]

目的

公共施設の美化保全を通じて市民、事業者、行政が一体となった住みよいまちづくりを推進する。

内容

市管理の公共施設について里親の登録をし、定期的に清掃、環境美化促進等の活動を行う。

2 清掃費 2 じん芥処理費

[担当:環境保全課] P.163

2001 じん芥収集に要する経費 325,153,000円(346,499,000円)

[その他 16,809,000円 一財 308,344,000円]

*特財積算根拠

[手数料:一般廃棄物許可申請手数料 3,000円]

[手数料:粗大ごみ収集運搬手数料 12,017,000円]

[諸収入:資源物売却代 4,789,000円]

(1) じん芥収集運搬委託料 318,505,000円

目的

一般廃棄物(ごみ)の収集運搬を実施することにより、市民の良好な生活環境を確保する。

内容

市内一般家庭から排出される一般廃棄物(可燃・不燃)及び資源物(新聞・雑誌・段ボール・古着・あき缶・ビン)の収集運搬を、業者に委託して実施する。

尚、ごみの減量と資源化を図るため引き続き5種13分別を推進する。

(2) 廃乾電池収集運搬委託料 3,780,000円

目的

一般家庭から有害ごみ排出指定場所に排出された廃乾電池を収集することにより、市民の良好な生活環境を確保する。

内容

一般家庭から排出された廃乾電池の収集運搬を迅速に行うため、収集運搬を業者に委託して実施する。

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	有害ごみ	資源物								
				新聞紙	雑誌・雑紙	段ボール紙	紙パック	古着	あき缶	無色ビン	茶色ビン	その他のビン

[担当:環境保全課] P.163

2101 ごみ処理事務に要する経費 5,431,000円 (6,311,000円)

[その他 3,983,000円 一財 1,448,000円]

*特財積算根拠

[手数料:粗大ごみ収集運搬手数料 3,983,000円]

目的

廃棄物(ごみ)の発生を抑制し、再利用を促進し清潔で快適な生活環境を保持する。また各団体と連絡調整や連携を図りながらごみ処理に関する情報の交換や、将来の方向性を協議する。

内容

- ・ごみの発生抑制・再利用・再生について、市民に理解を求めため、広報等により啓発し循環型社会の構築を目指す。
- ・粗大ごみの有料化に伴い、受付事務が複雑化したため臨時職員を採用し迅速に対応する。
- ・関係機関との連絡調整や茨城県清掃協議会の活動を行う。

2 清掃費 3 ごみ減量推進費

[担当:環境保全課] P.164

2001 ごみ減量推進に要する経費 18,882,000円 (12,716,000円)

[一財 18,882,000円]

目的

生ごみ処理機等購入補助金、資源回収助成金の交付等により、ごみの減量化の推進、資源の有効利用、市民意識の高揚を図る。

内容

生ごみ処理容器購入補助金は、購入費の3分の2で1世帯2基まで1基につき限度額3,000円、電気式生ごみ処理機購入補助金は、購入費の3分の2で1世帯1基まで限度額30,000円を交付する。

資源回収助成金は、地区の自治会や子供会、PTA等の自主団体が回収した資源物については1kg当たり5円、その資源回収団体から資源回収業者が回収した資源物については1kg当たり3円の助成金を交付する。

生ごみ処理容器等補助金実績と平成18年度の予定

年度	コンポスター		電気式生ごみ処理機		EM容器		合計
	数量	補助金額	数量	補助金額	数量	補助金額	
16	12個	32,600円	61個	1,764,300円	49個	76,600円	1,873,500円
17	13個	35,800円	116個	3,385,200円	48個	71,300円	3,492,300円
18	コンポスター・電気式生ごみ処理機・EM容器						3,660,000円

17年度については、18年1月末現在の実績。

資源回収助成金実績と平成 18 年度予定

年 度	団 体 数	数 量 (kg)	助 成 金
16	76 (子供会等)	1,287,338.40	6,436,689 円 (扣 5 円)
	7 (回収業者)	915,680.00	2,747,040 円 (扣 3 円)
17	96 (子供会等)	973,600.75	4,868,002 円 (扣 5 円)
	9 (回収業者)	716,160.00	2,148,480 円 (扣 3 円)
18	108 (子供会等)	2,000,000.00	10,000,000 円 (扣 5 円)
	9 (回収業者)	1,460,000.00	4,380,000 円 (扣 3 円)

17 年度については、上半期分のみ。

[担当:環境保全課] P.165

2101 生ごみリサイクル事業に要する経費 13,600,000 円
(16,654,000 円)

[その他 6,000,000 円 一財 7,600,000 円]

[諸収入:オータムジャンボ宝くじ収益金市町村交付金 6,000,000 円]

(1)生ごみ減量化推進委託料 12,585,000 円

目的

資源循環型社会形成の一環として、一般家庭から排出される生ごみを収集し、生ごみ堆肥化施設において堆肥化、ごみ減量化の推進を図る。

内容

市内のモデル地区 923 世帯から排出される生ごみを週 1 回収集し堆肥化施設において堆肥化する。

生ごみ堆肥化モデル事業実績 平成 17 年 4 月～平成 18 年 1 月

	関鉄・本郷	中央・駒場	青柳・井野	新取手・台宿	合 計
平成 17 年 4 月～平成 18 年 1 月	22,475.1 kg	25,088.5 kg	20,967.3 kg	12,707.1 kg	81,238 kg
世帯数	228 世帯	289 世帯	261 世帯	145 世帯	923 世帯
人数	769 人	938 人	881 人	437 人	3,025 人
世帯平均	3.4 人/世帯	3.2 人/世帯	3.4 人/世帯	3.0 人/世帯	3.3 人/世帯
1日1世帯当り生ごみ量	322g	284g	263g	286g	288g
1日1人当り生ごみ量	96g	87g	78g	95g	88g

2 清掃費 5 し尿処理費

[担当:環境保全課] P.166

2001 し尿処理事業事務に要する経費 61,185,000 円 (48,508,000 円)

[その他 28,772,000 円 一財 32,413,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料:し尿処理手数料 28,772,000 円]

目的

一般廃棄物(し尿)の収集と運搬を行い、市域内の清潔な生活環境を保全する。

内容

汲取実施戸数及び人数は、旧藤代町域が委託制度に変更になったことにより、下記のとおり予定している。

定額制	4,610 人
特別加算	570 戸
従量制	9,146 本

[担当:環境保全課] P.166

2101 龍ヶ崎地方衛生組合負担金 313,176,000 円 (335,147,000 円)

[一財 313,176,000 円]

目的

取手市から搬出された、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行い生活環境を保全する。

内容

し尿及び浄化槽汚泥を龍ヶ崎地方衛生組合が龍の郷クリーンセンターにおいて処理している。

建設費分 144,581,000 円

一般経費分 168,595,000 円

分担金表

(単位:千円)

	市町村名	建設費分	一般経費分	平成 18 年 度分担金 合計	全体比 %	平成 17 年 度分担金 合計	前 年 度 増 減 額
1	龍ヶ崎市	75,673	90,491	166,164	15.22	175,414	9,250
2	牛久市	49,213	53,632	102,845	9.42	114,079	11,234
3	取手市	144,581	168,595	313,176	28.69	335,147	21,971
4	利根町	14,951	18,132	33,083	3.03	34,657	1,574
5	河内町	25,944	29,373	55,317	5.07	60,139	4,822
6	稲敷市	109,467	114,991	224,458	20.56	253,751	29,293
7	美浦村	37,917	47,881	85,798	7.86	87,894	2,096
8	阿見町	53,011	57,814	110,825	10.15	122,884	12,059
	計	510,757	580,909	1,091,666	100	1,183,965	92,299